

令和元年東日本台風被害からの復旧状況(栃木土木事務所)

改良復旧工事

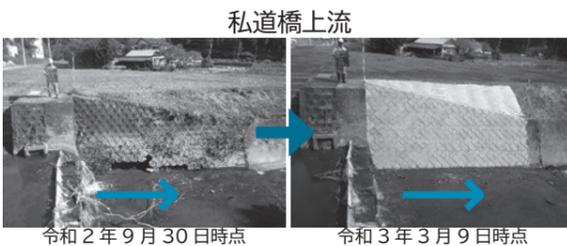
巴波川 巴波川の河川激甚災害対策特別緊急事業(バイパス河川トンネル 2.4km)については、調査や設計、用地取得を進めております。事業の概要は5月号をご覧ください。

永野川 河川災害復旧助成事業に採択された改良復旧区間約10.6kmについて、現在、破堤等被災が甚大であった上流部(睦橋より上流)約2km区間の河道掘削・護岸工事を推進しております。さらに、その他の地域でも約2.5km区間の工事に着手したところであり、残る区間も順次着手する予定です。また、改良復旧工事に伴い改築となる橋梁や取水堰等の構造物についても、早期の工事着手に向け、設計や協議を進めております。工事期間中、地域の皆様には御不便をおかけしますが、早期復旧への御協力をお願いいたします。

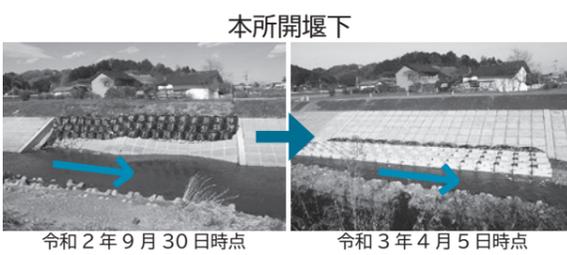


災害復旧工事 災害復旧工事は、現時点で市内のほぼすべての工事が完成しました。

逆川 逆川(栃木市都賀町大柿)では、左岸(延長7.5m)の護岸が被災しました。2年3月から復旧工事に着手し、令和3年3月に工事を完了しました。

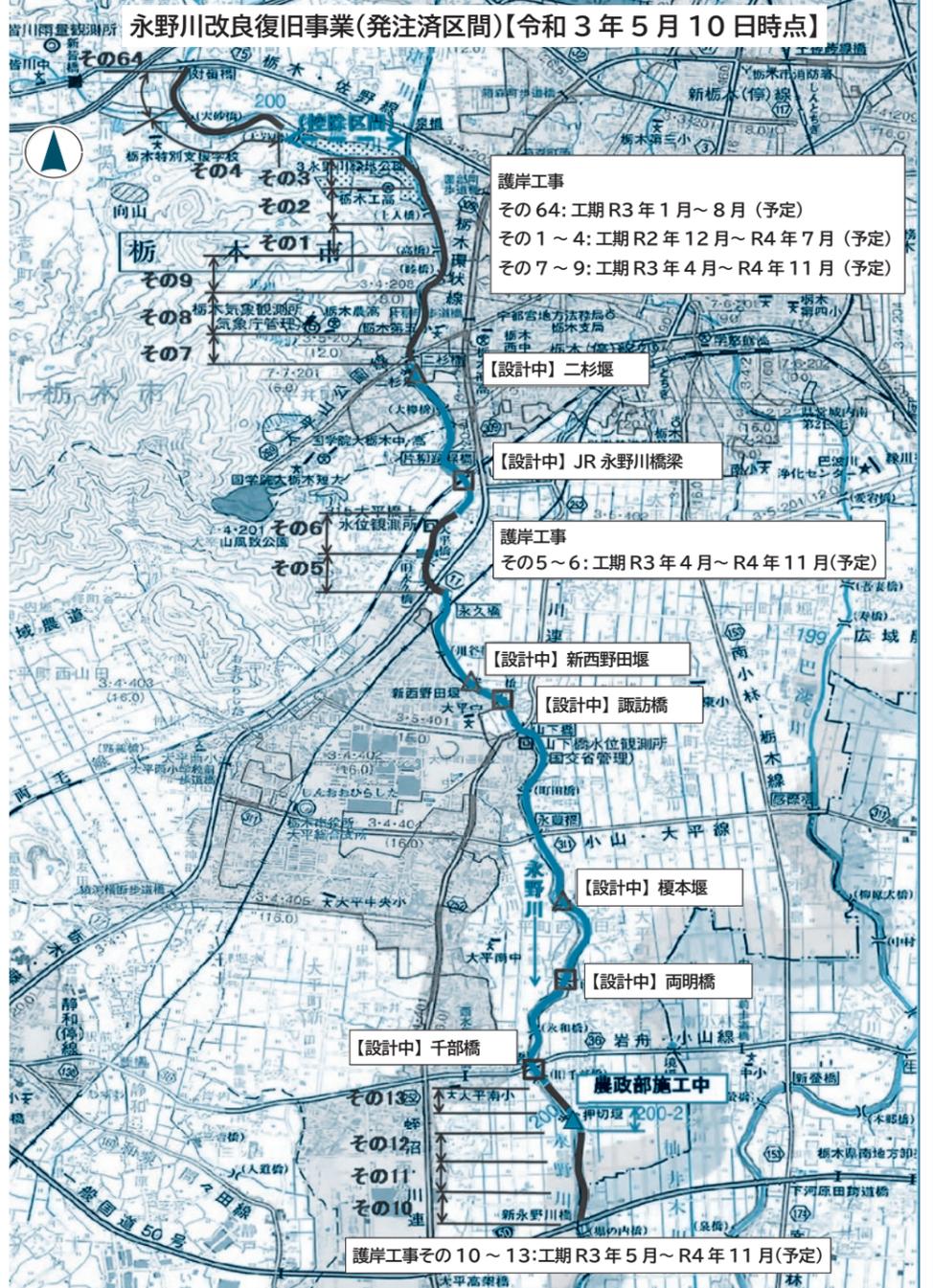


赤津川 赤津川(栃木市都賀町深沢)では、左岸(延長81m)の護岸が被災しました。令和2年3月から復旧工事に着手し、令和3年4月に工事を完了しました。



巴波川 浸水対策の問合せ先 栃木県栃木土木事務所 ☎(23)3434
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h55/>

栃木市の治水事業の問合せ先 治水対策室 ☎(21)2785



新型コロナウイルス感染症に対する事業者支援

新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金利子補助金

補助対象 令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)までの間に「栃木市緊急景気対策特別資金融資」を利用した事業者(令和2年度に申請済の方は除く)

補助金額 融資実行金融機関に対し、補助対象期間(最長5年間)に支払った利子額

申請期限 令和4年3月31日(木)

緊急事態宣言対応一時支援補助金

補助対象 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の影響により、令和3年1月から3月のいずれか1か月の売上が、前年又は前々年同期比で30%以上減少している事業者で、国が行う緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の支払対象とならない方

補助金額 定額10万円

申請期限 令和3年7月31日(土)

新しい生活様式対応事業所支援補助金

補助対象 新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、厚生労働省が示した新しい生活様式に対応するための取組を実施する事業者

補助対象経費 感染拡大防止のための設備設置費用又は備品購入費用
ただし、令和3年4月14日(水)から12月31日(金)までに設置、購入したもので、合計3万円以上の場合に限る

補助金額 補助限度額30万円(補助率2/3)

申請期限 令和4年1月31日(月)

問合せ先 商工振興課 ☎(21)2371

とちまる安心認証

「とちまる安心認証」とは、感染防止対策を実施している飲食店を、栃木県が認証し公表することで、皆様により安心してお店を利用いただく取組です。

対象 栃木県が推進する「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を実施している飲食店(取組宣言の実施と認証の同時取得も可能)

申請方法 郵送、メール又はオンライン申請

※詳細は問合せ先へ。

問合せ先 とちまる安心認証事務局 ☎028-341-9715

子育て世帯プラスサポート給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯に一時金を支給します。

対象 令和3年5月31日時点で栃木市に住民登録されている中学生(平成18年4月2日以降生まれ)以下のお子さんがいる世帯

支給額 1世帯につき20,000円(給付は1回限り)

支給方法 7月下旬に、①児童手当受給口座 または ②昨年度の子育て世帯プラスサポート給付金受給口座(①の登録がない方)に振り込みます(振込日はハガキでお知らせします)

申請等 申請は不要です

※①・②どちらの口座情報も登録がない方は、所定の口座指定届(子育て支援課窓口・市ホームページに設置)の提出が必要です。例:児童手当の受給者が公務員の方や単身赴任などの理由でお子さんと別世帯の方で、昨年度は栃木市子育て世帯プラスサポート給付金を受けていない方 など

支給辞退 支給を辞退する場合は、所定の届出書(子育て支援課窓口・市ホームページに設置)に必要事項を記入のうえ提出ください。

DVによる避難している方へ

※DV被害により、お子さんと一緒に住民票を動かさないまま栃木市に避難している方は、支給を受けることができます。詳しくは問合せ先へ。

問合せ先 子育て支援課 ☎(21)2222

新生児未来応援特別給付金

感染症拡大による不安な社会状況のなかで誕生した新生児を持つ家庭を応援するため、給付金を支給します。

※この給付金は、今年度限りの事業です。来年度以降の実施予定はありません。

対象 令和3年4月1日~令和4年4月1日に出生した新生児(出産予定日が令和4年4月1日以前で、4月2日以降に生まれた場合も含む)の保護者で、次のすべての要件にあてはまる方

- ・新生児が生まれた時点で、保護者の住民登録が栃木市にあり、新生児も栃木市に住民登録される。
- ・新生児が生まれた後、保護者・新生児とも1年以上栃木市に住むこと。

支給額 新生児1人につき50,000円(支給は1回限り)

申請方法 子育て支援課または各総合支所地域づくり推進課に申請書、本人確認書類及び通帳の写しを提出

※出生届の提出の際などに、ご案内します。なお、5月31日(月)以前に出生届を提出した方には、申請方法を郵送にてご案内します。

支給方法 申請した月の翌月に、指定の口座(保護者本人名義)に振り込み。

問合せ先 子育て支援課 ☎(21)2222